

令和3年1月27日

公益社団・財団法人 代表者 殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

QRコード付き交付申請書を利用したマイナンバーカードの積極的な
取得について（協力依頼）

平素より公益活動の推進に御尽力されていることに敬意を表します。

今般、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室・総務省自治行政局住民制度課から、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるQRコード付き交付申請書（以下、「交付申請書」という。）の送付及び交付申請書を活用したカードの申請について連絡がありました。

貴法人におかれましては、既に職員等に対してマイナンバーカードの積極的な取得について呼びかけを行っていただいているところですが、今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請につきましても、貴法人の職員等に対し呼びかけを行っていただきますようお願いいたします。

（以下、内閣官房番号制度推進室等からの連絡）

政府では、令和4年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より、交付申請書を順次送付いたします。

マイナンバーカードは、本年3月末までに申請いただければ、本年9月末までにマイナポイントの申込み及び申し込んだキャッシュレス決済サービスを用いてチャージ又は決済を行うことでマイナポイント（上限：5,000円分）を取得することができるようになります。また、本年3月から健康保険証としての利用が始まるなど、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。

当該交付申請書は、右下にあるQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単にできるものとなっております。

（参考）

地方公共団体情報システム機構からの送付物については以下のホームページを参照下さい。
<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>

まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ QRコード付き交付申請書が順次送付されます！

別紙

○ まだマイナンバーカードをお持ちでない方(※)へ、オンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書の送付を令和2年11月から順次開始しています。

※ マイナンバーカードをお持ちでない方のうち、(1)75歳以上の方、(2)乳児、(3)在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勧奨を行う方や、(4)DV被害者等の居所設定者等を除く方が対象となります。

○ 市区町村ごとに送付スケジュールを調整し、対象者へ地方公共団体情報システム機構(J-LIS)より、令和3年3月までに送付を行う予定です。

※ 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)は、全国の都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。

○ 交付申請書の右下にあるQRコードをスマートフォンなどで読み取り、メールアドレスとメール連絡用氏名、顔写真データ、生年月日を登録するだけで、オンラインで簡単に申請ができます。

➢ 申請にあたり、口座番号など上記以外の個人情報の登録を求めることは一切ありません。

※ 紙の交付申請書と返信用の封筒も同封されていますので、切手なしでの郵送申請も可能です。

○ 交付手数料は無料です。
この機会にぜひ、マイナンバーカードの申請をお願いします。



個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書

氏名	姓 氏名 太郎 次郎	性別	男
生年月日	昭和30年10月10日	年齢	39歳
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1		
職業	会社員		
交付申請の理由	マイナンバーカードの交付を希望する。		
申請方法	QRコード付き交付申請書		

QRコード

QRコード付き交付申請書

